

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求控訴事件

国側当事者・国

平成20年10月1日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 課税庁又は課税庁所部職員の行った違法・不当な課税は、納税者の所得について著しく誤った認識に基づき、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行われたものであり、国家賠償法1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)にいう違法があったなどとして行われた納税者の損害賠償請求が、納税者の主張は、公務員のいかなる行為を「その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」に該当するとしているのか必ずしも明らかではないが、納税者の主張する事実に限っても、これを認めるに足りる証拠はなく、本件全証拠によっても、公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって、違法に納税者に損害を加えたこと、もしくはこれを推認させる事実を認めるに足りないとして棄却された事例(原審判決引用)
- (2) 仮に納税者が更正処分の違法をもって国家賠償法1条1項所定の公務員の違法行為に該当すると主張しているとしても、その主張は、更正処分の適法性を認めて納税者の取消請求を棄却した確定判決と抵触するものであるから、採用することができないとして排斥された事例
- (3) 課税庁は、納税者に対し、著しく不当ないし違法な課税処分をし、その課税処分に係る税額を違法に強いて徴収したのであり、その一連の行為のいずれかに課税庁又は課税庁の担当係官である公務員による故意又は過失に基づく違法行為があったとの納税者の主張が、公務員にいかなる違法行為があったというのか明らかでないし、全証拠によっても、納税者主張の公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に納税者に損害を加えた事実を認めることはできないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1)～(3) 省略

(第一審・長野地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年4月16日判決、本資料258号—81・順号10939)

判	決
控 訴 人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	中野 康典
同	馬田 茂喜
同	片桐 克典
同	三浦 美津留
同	清野 将史

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、50万円及びこれに対する平成7年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（控訴人は、このように控訴の範囲を限定した。）。

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、長野税務署長は、控訴人が平成2年に後記E土地を譲渡したことによる所得の申告漏れがあるとして、同年分の控訴人の所得税に係る平成4年6月26日付け更正処分（以下「平成4年更正処分」という。）をし、これに基づき同年12月14日から平成7年11月20日までの間に控訴人から合計2845万8617円を徴収したが、控訴人はE土地の譲渡人ではないから、長野税務署長又は同税務署の担当職員がした一連の行為のいずれかに故意又は過失による違法行為があった旨主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人に対し、上記2845万8617円及びこれに対する平成7年11月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

原審は、控訴人の本件請求を棄却したので、控訴人が前記第1の範囲で控訴した。

- 1 本件請求の原因に関する当事者の主張は、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから（ただし、原判決2頁5行目の「下記土地」の次に「(以下「E土地」ということがある。)」を加える。）、これを引用する。
- 2 控訴人の当審における追加主張
 - (1) 控訴人は、昭和58年6月23日付けで、D株式会社に対し、代金3500万円で、長野市所在のマンション（以下「F建物」という。）の建築工事を請け負わせた。
 - (2) 控訴人は、平成元年3月30日、有限会社Gに対し、F建物を3000万円で売却した。
 - (3) 控訴人はF建物を赤字で売却したにもかかわらず、長野税務署長は、控訴人に対し、著しく不当ないし違法な課税処分をし、2845万8617円を違法に強いて徴収した。
 - (4) 長野税務署長又は同税務署の担当職員である公務員による上記(3)の著しく不当ないし違法な課税処分は、控訴人の所得について著しく誤った認識に基づき、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行われたものであり、一連の行為の過程で控訴人に損害を生じさせた目的、著しく誤った認識が認められるから、それがどの公務員によるどのような違法行為であるか特定できなくても、一連の行為のいずれかに故意又は過失に基づく違法行為があったのであるから、生じた損害について被控訴人が賠償責任を負うべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。

【判示(1)】 その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決4頁13行目の次に行を改めて次のように加える。

【判示(2)】 「なお、証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、平成9年ころ、長野税務署長を被告として、控訴人の平成元年分及び平成2年分の各所得税の更正処分並びに各過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「本件課税処分」という。）の違法を理由にその取消しを請求する訴訟（以下「本件課税処分取消訴訟」という。）を提起したが、長野地方裁判所は、平成16年3月26日、本件課税処分はいずれも適法であり、控訴人の主張はすべて失当であるか、理由がないと判示して、その取消請求を棄却する旨の判決をし、控訴人はこれを不服として控訴したが、東京高等裁判所は、同年9月15日、第1審判決の認定判断を維持して控訴人の控訴を棄却する判決をし、同判決は確定したこと、この確定判決においては、平成4年更正処分について、控訴人が、A株式会社からE土地を購入し、有限会社CにE土地を売却した内容の各売買契約書が存在し、E土地の売買代金が控訴人名義の口座に入金され、しかも、控訴人は自分がE土地の譲渡人であるとして確定申告をしたことなどを理由として、E土地の譲渡人は控訴人であると認定判断され、その取消請求が棄却されていることを認めることができる。そうすると、仮に控訴人が平成4年更正処分の違法をもって国家賠償法1条1項所定の公務員の違法行為に該当すると主張しているとしても、その主張は上記確定判決と抵触するものであるから、採用することができない。」

- 2 控訴人の当審における追加主張について

【判示(3)】 控訴人は、昭和58年6月23日付けで、D株式会社に対し、代金3500万円でF建物の建築工事を請け負わせ、平成元年3月30日、有限会社Gに対し、F建物を3000万円で売却し、F建物を赤字で売却したにもかかわらず、長野税務署長は、控訴人に対し、著しく不当ないし違法な課税処分をし、2845万8617円を違法に強いて徴収したのであり、その一連の行為のいずれかに長野税務署長又は同税務署の担当職員である公務員による故意又は過失に基づく違法行為があった旨主張する。

しかし、控訴人の主張は、公務員にいかなる違法行為があったというのか明らかでないし、本件全証拠によっても、控訴人主張の公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えた事実を認めることはできない。

なお、証拠（乙1、2）によれば、控訴人は、本件課税処分取消訴訟において、長野税務署長が平成5年3月11日付けでした平成元年分所得税の更正処分の違法事由としてF建物に係る短期譲渡所得金額の課税庁の認定を争ったが、第1、2審裁判所とも上記更正処分の適法性を認めて控訴人の請求を棄却すべき旨の判決をしたことを認めることができ、この判決が確定したことは前示のとおりである。したがって、仮に控訴人が上記更正処分の違法をもって国家賠償法1条1項所定の公務員の違法行為に該当すると主張しているとしても、その主張は上記確定判決と抵触するものであるから、採用することができない。

- 3 以上によれば、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の

原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 2 2 民事部

裁判長裁判官 石川 善則

裁判官 菊池 洋一

裁判官 徳増 誠一